

西美濃創生広域連携推進協議会の産業振興補助金制度をご利用ください

西美濃3市9町（大垣市・海津市・養老町・垂井町・関ヶ原町・神戸町・輪之内町・安八町・揖斐川町・大野町・池田町・本巣市）と大垣商工会議所が連携し、地域産業の発展・活性化を図るため、地域内の企業・事業者に対し各種支援を実施します。

事業名	ITスキルアップ支援 (A)	WEBサイト構築支援 (B)	ソフトピアジャパンエリア小規模事業所入居支援 (C)	ものづくり技能スキルアップ支援 (D)	高付加価値化支援 (E)	ビジネスマッチング促進支援 (F)
対象業種	全業種	製造業	情報通信業	製造業	製造業	全業種
補助対象	(公財)ソフトピアジャパンが実施するIT研修講座の受講料	初めて日本語版・外国語版の自社ホームページを制作する費用(委託料) ※外国語版は日本語版が既にある場合及び同時に制作する場合に限る	当該エリア内での起業・創業時の費用(①法人の設立登記②広告宣伝(案内パンフレット等の印刷代)③設備・備品購入費④入居移転費用) ※④は東京23区内からの移転に限る	東海職業能力開発大学校、ポリテクセンター岐阜が実施する能力開発セミナーの受講料	①事業継続計画(BCP)策定にかかるコンサルティング費用 ②ISO等認証にかかる初回審査登録料、コンサルティング費用 ※年度内に策定、認証取得するものに限る	岐阜県外(国内)で開催される見本市、企業展への出展料 ※主催者が提供する募集小間数が80小間以上に限る
補助金(上限額)	受講料の2分の1以内 1企業、事業所上限年度内8万円	助成対象経費の2分の1以内 1企業、事業所上限16万円 日本語版 8万円 外国語版 8万円 ※1か国語上限 8万円	助成対象経費の2分の1以内 100㎡以上の入居の場合 1企業、事業所上限20万円 ※①～③の費用の2つを選択(各10万円) 100㎡未満の入居の場合 1企業、事業所上限16万円 ※①～③の費用の2つを選択(各8万円) ④は1企業、事業所上限5万円	受講料の2分の1以内 1企業、事業所上限年度内8万円	助成対象経費の1/2以内 1企業、事業所上限40万円 ※①、②の費用の1つを選択	出展小間料 8万円 ※基本備品の経費を除く

※ A・B・D・Eについては神戸町にて、Cについては大垣市にて申請受付になります。

詳しくは大垣市ホームページ(http://www.city.ogaki.lg.jp/soshiki/8-2-0-0-0_9.html)でご確認ください

※ Fについては大垣商工会議所にて申請受付になります。詳しくは大垣商工会議所ホームページ(<http://www.ogakicci.or.jp>)でご確認ください。

※ 助成の申請は、事業実施の10日前までです。補助金は、予算額に到達次第終了いたします。

問 産業建設課 産業振興係 (内線 232)

神戸町産業・雇用創生補助金をご利用ください

地域活力の源となる産業・雇用の創生に向けて、神戸町商工会と連携し、町内中小企業（個人事業主を含む）を対象に下記の支援を実施します。

事業名	産業支援コーディネーター派遣事業	雇用拡大事業奨励金制度	就職支援事業補助金制度	創業支援事業補助金制度
支援内容	中小企業者が抱えるものづくり・経営に関する問題の解決について助言を行う産業支援コーディネーターを派遣	新規学卒者又は転職者を正規雇用従業員として雇用を行った対象事業所に対し、奨励金を交付	学生の町内への就業につなげるため、インターンシップの受け入れ及び企業説明会を実施する事業者に対し、補助金を交付	町の産業振興及び活性化を図るため、新たに会社や個人事業主として事業を開始する創業者に対し、補助金を交付
対象	町内に住所を有する中小企業基本法に規定する中小企業者(個人事業主を含む) 町税等を滞納していない	町内に住所を有する中小企業基本法に規定する中小企業者(個人事業主を含む) ・ 町内に住所を有する中小企業基本法に規定する中小企業者(個人事業主を含む) ・ 雇用保険及び社会保険(法人の場合)に加入させ、正規の従業員(町内在住)として12か月以上雇用している ・ 事業主又は役員が暴力団員でない ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による届出が必要な業種でない ・ 町税等を滞納していない ・ 外国人技能実習生でない	町内に住所を有する中小企業基本法に規定する中小企業者(個人事業主を含む) 町税等を滞納していない	個人事業主の場合、事業完了までに町内に事業所を有している 中小企業基本法に規定する小規模事業者の場合、事業完了までに町内を本店所在地とした法人登記が行われている 神戸町商工会に入会する 創業塾等に参加して、適切な事業計画を有している 国、県の他の補助金等の交付を受けていない 町税等を滞納していない
補助内容	中小企業者等1者につき、1年度間に派遣回数5回(無料)	雇用従業員 1人あたり ・ 新規学卒者 20万円、(卒業した年の6月の末日までに雇用) ・ 転職者 10万円 (1事業所上限 100万円) ※雇用従業員は町内に住所を有する者に限る	インターンシップ実習生1人につき1日あたり5,000円(3日以上) (1事業所上限10万円) 愛知・岐阜・三重で開催されるインターンシップ受入れのための企業説明会の参加に要した経費の2分の1(1事業者上限10万円)	補助の対象となる経費 ^{*1} の2分の1(上限50万円) ※1) 交付決定日から創業日までに要した経費のうち次のもの ・ 設備費 ・ 広報費 ・ 調査委託費 ・ 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費

実施期間 平成32年3月31日まで

詳しくは神戸町ホームページ(<http://www.town.godo.gifu.jp/business/index.html>)でご確認ください。

申請・受付 神戸町商工会 ☎ 27-4185

問 産業建設課 産業振興係 (内線 232)